

	<h1 style="text-align: center;">阪神水道企業団公報</h1>	令和2年3月16日 第338号
		毎月15日発行
<h2 style="margin: 0;">目 次</h2>		
<p>◇管理規程◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤手当支給規程の一部を改正する規程 		

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第3号

通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月6日

阪神水道企業団
企業長 谷 本 光 司

通勤手当支給規程の一部を改正する規程

通勤手当支給規程（昭和44年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（総則）</p> <p>第1条 <u>阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づく通勤手当の支給については、この規程の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">（通勤手当の月額）</p> <p>第3条の2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる職員 第7条から第9条までに定めるところにより算出したその者の<u>1か月</u>の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以</p>	<p style="text-align: center;">（総則）</p> <p>第1条 <u>阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月条例第6号）第6条の規定に基づく通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">（通勤手当の月額）</p> <p>第3条の2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる職員 第7条から第9条までに定めるところにより算出したその者の<u>1箇月</u>の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以</p>

<p>下「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>第9条 運賃等相当額は、次の各号による額の総額とする。</p> <p>(1) 交通機関が定期券を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる最長の通用期間の定期券（等級区分があるときは、最低の等級による。）の価格を最長の通用期間の月数で除して得た額。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均<u>1か月</u>当たりの通勤所要回数の少ないもの（<u>次号において「交替制勤務者等」という。</u>）について、この額が次号の場合による額を超えるときは、同号の場合による額とする。</p> <p>(2) 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間についての通勤21回分（交替制勤務者等にあつては、平均<u>1か月</u>当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（経路の長さの測定）</p> <p>第13条の2 経路の長さの測定は、便宜上、<u>企業長の指定する電子地図（縮尺5万分の1以上で、2点間の距離を経路に沿って測定できるものに限る。）</u>等を用いて行うことができるものとする。ただし、この測定は、実測に優先するものではない。</p>	<p>下「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>第9条 運賃等相当額は、次の各号による額の総額とする。</p> <p>(1) 交通機関が定期券を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる最長の通用期間の定期券（等級区分があるときは、最低の等級による。）の価格を最長の通用期間の月数で除して得た額。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均<u>1箇月</u>当たりの通勤所要回数の少ないもの（<u>以下「交替制勤務者等」という。</u>）について、この額が次号の場合による額を超えるときは、同号の場合による額とする。</p> <p>(2) 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間についての通勤21回分（交替制勤務者等にあつては、平均<u>1箇月</u>当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（経路の長さの測定）</p> <p>第13条の2 経路の長さの測定は、便宜上、<u>国土交通省国土地理院発行の地形図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）</u>等について、<u>キルビメーター</u>等を用いて行うことができるものとする。ただし、この測定は、実測に優先するものではない。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。